

# 利用拡大“米粉チャレンジ”事業業務委託に係る 企画提案審査要領

## 1 審査・選定方法

(1) 審査項目・配点は、下記のとおりとする。

(2) 審査及び選定方法

- ① 審査は、山形県が設置する「利用拡大“米粉チャレンジ”事業業務企画審査会」(以下「審査会」という。)において、提案者から提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーションにより審査する。なお、山形県農林水産部の判断により提案者のプレゼンテーションを省略する場合がある。
- ② 審査項目は、2のとおりとする。
- ③ 審査員は、①に基づき、②で掲げる項目に対する審査の視点に留意して評価し、配点及び配点参考基準をもとに採点を行う。
- ④ 審査員の合議により最上位及び次点を定める。
- ⑤ 審査員の採点の合計が評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

## 2 採点の目安

審査項目及び配点は別添のとおりとする。

【別添】

項目	審査の視点	配点	採点方法				
			優る	やや優る	普通	やや劣る	劣る
実施体制	企画提案内容を確実に実行できる組織体制、県内での円滑な打ち合わせや連絡ができる体制であること	10点	10	8	6	4	2
商品開発力向上講習会等の実施	多くの事業者が本講習会を受講し、効果的に米粉食品の開発に結び付けるための講習内容や事業者の募集方法、講師選定案などの具体的なイメージ	10点	10	8	6	4	2
原材料購入助成金の交付	類似業務の実施実績の有無、あれば具体的な業務内容	10点	10	8	6	4	2
県産米粉食品の販売促進キャンペーンの展開及び情報発信							
対象消費者の把握	情報発信やキャンペーンの展開にあたり、対象消費者の関心、行動様式、情報収集行動等を的確に捉えること	10点	10	8	6	4	2
情報発信及びキャンペーン、イベントの基本的な考え方	「新しい生活様式」下での展開が可能であり、対象消費者から好意的に受け止められることに十分に配慮されるとともに、新規性や話題性があり信頼や共感を得て県産米粉の消費に対し行動変容を起こす仕掛けであることや、参加事業者の具体案等	10点	10	8	6	4	2
情報発信やキャンペーン、イベントの展開時期、期間	他の関連事業との整合を図りながら可能な限り長期間展開でき、話題性の喚起等の効果が一過性ではなく継続され、県産米粉食品の消費者層の拡大と定着が図られること	10点	10	8	6	4	2
活用する媒体の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象消費者のニーズや生活様式、情報収集行動等に即し、情報への接触機会を増やせること</li> <li>・ インフルエンサー等を起用する場合、その選定理由</li> </ul>	10点	10	8	6	4	2
キャンペーン展開と情報発信の具体的なイメージ	対象消費者のニーズや生活様式、情報収集行動等に即し、情報の拡散により、県産米粉食品の魅力を伝え支持を増やし、購買促進やさらなる消費者層の拡大につながることを	10点	10	8	6	4	2
全体スケジュール	事業全体を円滑に進めるためのスケジュールであること	10点	10	8	6	4	2
対象経費見積	事業全体にかかる経費及び各提案内容別の経費内訳を明示し、提案した内容全てを実施するのに必要な経費についての妥当性を	10点	10	8	6	4	2